

平成 30 年度

事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで

公益社団法人鹿児島県トラック協会

目 次

(平成 30 年度事業計画書)

策定基調	1
I 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業 (公益目的事業 1)	
(1) 活動支援事業	2
(2) 地方適正化事業	2
(3) 労働・安全対策事業	3
(4) 環境・エネルギー対策事業	5
(5) 消費者対策事業	6
(6) 広報対策事業	7
(7) 緊急輸送対策事業	7
(8) 経営・近代化促進事業	8
(9) 負担金事業	9
II 新しい時代の輸送効率化に資するための施策の推進	
(1) 軽油価格変動対策事業	10
(2) 税制・金融対策事業	10
(3) 総合物流対策事業	10
III 研修施設の賃貸事業及び記録簿の販売 (収益事業 1)	
(1) 研修施設及び機器の賃貸	11
(2) 物品販売	11
IV 福利厚生事業及び表彰事業等 (共益事業 1)	
(1) 福利厚生事業	11
(2) 表彰事業	11
V 管理部門	11

〈策定基調〉

我が国の経済は、アベノミクスによる数次の経済対策により、名目GDPは順調に推移し、企業収益も過去最高の水準となった。また、雇用については、正社員の有効求人倍率も調査開始以降初めて1倍を超え、デフレからの脱却に向けて大きく進んでいるとの評価も出てきている。さらに、政府はこの経済の成長軌道をより確実なものとするため、最大の課題である少子高齢化の克服に向けて「生産性革命」と「人づくり革命」を集中的に断行することとしている。

こうした状況の中、県民生活、産業活動のライフラインとして重要な責務を担うトラック運送業界は、働き方改革を推進し、長時間労働の是正・生産性の向上に取り組み、安全かつ環境に優しいトラック輸送の実現、魅力ある事業の確立、さらに業界の社会的地位向上のための諸施策の推進に向けて、懸案の諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成に業界をあげて全力を傾注しているところである。

については、今後のトラック事業の発展を期して、下記に示す「最重点施策」、「重点施策」に基づき諸活動を積極的に展開していくこととする。

【最重点施策】

- 1 安全性評価事業（Gマーク制度）取得対策の推進
- 2 長時間労働の是正に向けた「働き方改革」の推進
- 3 人材確保につながる広報事業等諸施策の推進
- 4 適切な原価管理に基づく適正な運賃・料金収受の推進
- 5 交通及び労災事故の防止の徹底

【重点施策】

- 1 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の恒久化及び割引制度の充実並びに指宿スカイライン通行料金の営業車特別割引制度の創設
- 2 燃料費高騰対策の推進
- 3 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 4 大規模災害及び家畜伝染病発生に対応するための緊急輸送体制の確立
- 5 支部活動・部会活動の活性化による会員連携の強化と情報の共有化

I 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業 (公益目的事業)

(1) 活動支援事業

①荷主セミナー

輸送サービスの改善を図るため、荷主セミナーを通じ荷主との意見交換を実施することにより、荷主企業の現状把握、鹿児島県民生活のライフラインであるトラック輸送産業の抱える問題点の検討、解消、トラック輸送産業の重要性が理解されることで、鹿児島県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

②労働安全セミナー

輸送サービスの改善を図るため、労働安全セミナーを通じ職場の労務管理に対する意識の高揚、労務管理体制が充実され、過労運転・飲酒運転による重大事故の防止対策が講じられることから、鹿児島県民生活への安定したサービスの維持、向上を図る。

③支部及び専門部会活動

各支部及び各専門部会による定例会において経済状況の変化、情報の共有化、行政からの通達事項の周知、事業者間の情報交換を実施することにより、貨物自動車運送事業者としての社会的責任の意識の高揚、地域環境対策への取組、社内における運行管理体制が強化され事故防止対策が講じられることから鹿児島県民生活への安定したサービスの維持、向上を図る。

④全国トラック運送事業者大会

(公社)全日本トラック協会が主催する全国の事業者が集う「全国トラック運送事業者大会」の分科会、セミナーへ当協会会員事業者が参加(参加者に対しては参加費全額助成、旅費費用の一部助成を実施)することで全国の貨物自動車運送事業者が抱えている問題や実態を把握し、当協会の各支部及び各専門部会において鹿児島県での問題点を含め対策を協議することで、輸送サービスの改善、地球温暖化防止、地域社会との共生、鹿児島県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

(2) 地方適正化事業

①巡回指導等

巡回指導は、新規事業者や特に指導を必要とする事業所を優先的に巡回し、事業者評価が厳正・公平になされるよう適正化事業の推進の充実に努める。

指摘事項については、指摘された貨物自動車運送事業者に対し、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関より改善通知書を発行、発送し、改善報告内容が確認できる資料を添付し改善報告書を提出させ業務改善を行うことで鹿児島県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

また、点呼時のアルコール検知器使用の徹底及び「確実な点呼の励行と乗務員に対する指導教育の徹底」の啓発と事故防止・安全対策に関する指導の強化を図り、また、

「運輸安全マネジメント」を全事業者が適正に取り組むよう周知徹底を図る。更に、
霊柩事業者を対象とした「適正化事業説明会」を適宜開催し指導する。

②巡回パトロール

巡回パトロール（街頭パトロール含む）を通じ、名義貸しや白トラ等の輸送秩序を
阻害する行為の防止対策を積極的に推進し、運輸支局等関係行政と連携を密にして
違法行為の排除に鋭意取り組む。

③指導員の資質向上

適正化事業指導員専門研修（（公社）全日本トラック協会）、九州・沖縄ブロック適
正化指導員研修会、隣接県（宮崎・沖縄・鹿児島）指導員会議に参加し、指導員の資
質向上に努める。

④過積載絶滅運動

九州運輸局鹿児島運輸支局主催の過積載防止対策連絡会議に参画し、10月の過積
載絶滅運動の取り組みについて協議する。

また、過積載防止ポスターを作成し、会員事業者に配付するとともに、荷主団体、
行政機関にも配付する。

⑤安全性評価事業（Gマーク制度）

「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」のさらなる普及・拡大と荷
主企業や一般消費者に対する積極的な広報のための「安全性優良事業所認定ステッ
カー」の配布事業を引き続き実施するとともに、ラッピングトラックを引き続き導入
し、「トラックの日」イベント等で展示し、「走る広告塔」として広く県民に周知、広
報を行う。

また、取得率アップと安全意識の向上を目的とした説明会を開催する。

（3）労働・安全対策事業

①事故防止事業

事業用トラックの事故による死者数を2020年までに200人以下とする目標として
国が定めた「事業用自動車総合安全プラン2020」及び（公社）全日本トラック協
会、当協会が定めた「トラック事業における総合安全プラン2020」に基づき、事業
用トラックが第一当事者となる事故を防止するため、セミナー、講習会等の開催回
数を増やす。

②高齢者ふれあいトラック交通安全教室

高齢者の事故防止を図るため、当協会と関係する警察署共催で「高齢者ふれあいト
ラック交通安全教室」を開催し、大型トラックの死角や内輪差、飲酒運転疑似体験な
どの講習を実施する。

③安全運転研修等

ドライバーの安全意識や運転技術向上のため、安全運転センター中央研修所（茨城県）やマジオドライバースクール鹿児島校（鹿児島県）、みゆき学園（宮崎県）、空港自動車学校（鹿児島県）等のドライバー研修施設で実施する研修を受講したドライバーの会員事業所に対し、受講料を助成する。

また、ドライバー育成及び技術向上のため、トラック運送に係る新たな免許の取得に要した費用の一部を助成する。

④トラックドライバー・コンテスト

会員事業者を対象とした当協会が主催する「トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会」を開催し、成績の上位者に対し表彰を行うことで安全対策への意識の高揚を図り、成績優秀者を全国大会に推薦する。コンテストの目的は、事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責任を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識高揚と交通事故防止活動の推進に資するものである。

⑤セーフティー・チャレンジ180

セーフティー・チャレンジ交通安全コンテスト実行委員会主催の運転者のモラル向上を目指す「セーフティー・チャレンジ交通安全コンテスト」に会員事業者の参加促進のため、参加費の一部を助成し、鹿児島県の交通事故防止を推進する。

⑥交通安全ポスター等の作製、配付

鹿児島県における事故防止を図るため、鹿児島県ほか各行政機関・団体が行う各種交通安全運動に積極的に当協会が参加するとともに、その施策の推進を図るため当協会として各種交通安全運動のポスターやのぼり旗等を作製し、当協会支部及び会員事業者に対し配付し交通事故防止を図る。

⑦交通安全教材の贈呈

鹿児島県内の新入学児童に対しトラック輸送への理解と交通安全意識を啓発するため、鹿児島県教育委員会及び各市町村教育委員会を通じて交通安全教材を贈呈する。

⑧社会保険労務士による労務相談

会員事業者に対し、社会保険労務士を相談員とした労務相談を無料で実施する。

⑨トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的に設置された「トラック運送事業における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会」に参画し、「パイロット事業」に続き実施される「コンサルティング事業」を支援する。

⑩施設運営管理事業

トラックの長距離運行を支援する施設である（公社）全日本トラック協会が管理・運営する鹿児島トラックステーション（TS）について、休憩や入浴（コインシャワー）でできるリフレッシュ施設の管理と道路情報や気象情報の提供と運行相談などを行う。

⑪助成事業

会員事業者を対象とした労働・安全対策事業に係る各種助成事業を実施する。

- ア. 先進安全自動車技術が活用された業界が求める安全な車両の導入を推進するため、「安全装置等導入促進助成事業」や「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業」、「ドライブレコーダ機器導入促進助成事業」を実施する。
- イ. 鹿児島県内における飲酒運転撲滅のため、「アルコール検知器増強導入促進助成事業」を導入助成と高度な機器への買い換えを含めた内容で実施する。
- ウ. 鹿児島県内における安全運行の確保に資するため、トラックドライバーの適性診断料（一般診断，初任診断，適齢診断）の一部助成を行う。また、適性診断機器を導入する際の費用の一部を助成する。
- エ. 会員事業者において交通安全指導に活用してもらうため、運転経歴証明書の証明料の全額助成を行う。
- オ. 貨物自動車運送事業法第23条で定められた研修「運行管理者等一般講習」の受講を促進するため、受講料の全額助成を行う。
- カ. ダンプ車両の積荷の飛散を防止するため、コボレーンシートの導入費用の一部を助成する。
- キ. 鹿児島県内における安全運行の確保に資するため、運転中における突発性運転不能障害を起こす可能性が高い疾患を予防する「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査」や「定期健康診断」の受診料の一部を助成する。また、健康増進用機器の導入費用の一部を助成する。

（４）環境・エネルギー対策事業

①地球温暖化を防止するための取組み

県内の市町村と連携して次世代に繋がる植樹活動を行い、森林の育成を図るとともに、海域の藻場造成を行い、地球温暖化対策を図る。

②菜の花エコプロジェクト

環境との共存を目指すため、菜の花エコプロジェクト活動に取組んだ結果などを鹿児島県内の小学生を対象に出前講座を行う。

③ベストエコドライブ・コンテスト

エコドライブ意識高揚のため「ベストエコドライブ・コンテスト」を開催し、筆記試験、安全運転、省エネ運転の合格基準をクリアしたドライバーをベストエコドライバーとして認定する。

④地球温暖化防止の推進

鹿児島県と締結した「かごしま環境パートナーズ協定」に基づく環境問題への当協会の取り組み姿勢を内外へアピールするとともに、鹿児島県や鹿児島市等が主催する環境問題に関する協議会や植樹事業等に参画し、地球温暖化防止の取り組みを推進する。

また、国土交通省や経済産業省等が実施している「グリーン物流パートナーシップ推進事業」の周知徹底に努める。

⑤不法投棄防止対策

産業廃棄物の不法投棄の早期発見と拡大防止を図るため、鹿児島県との「産業廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する鹿児島県と当協会との協定書」に基づき不法投棄防止合同パトロール出発式に参加するとともに、当協会会員事業者に対し情報提供を引続き要請する。

⑥助成事業

- ア. 会員事業者に対し、天然ガス車及びハイブリッド自動車をより一層普及促進するための「環境対応車導入促進助成事業」を実施するとともに、デジタルタコグラフなどの「EMS（エコドライブ管理システム）用機器導入促進助成事業」や「エコタイヤ導入促進助成事業」を実施する。
- イ. エコドライブ推進マニュアルによるドライバー教育並びにアイドリングストップ運動を推進するため、各種啓発運動と「アイドリングストップ支援機器導入助成事業」を実施する。
- ウ. 国土交通省が推奨する「(公社)交通エコロジー・モビリティ財団グリーン経営認証制度」の普及促進を図るため、「グリーン経営認証制度促進助成事業（新規取得及び更新費用の一部助成）」を実施する。

(5) 消費者対策事業

①引越基本講習及び引越管理者講習

(公社)全日本トラック協会が主催する「引越事業者優良認定制度」に基づき講習会を実施する。

②物流セミナー

物流をめぐる問題について、貨物自動車運送事業者と荷主企業が共通の理解を得ること、また、貨物自動車運送事業の役割と重要性を広く鹿児島県民に周知することを目的とした物流セミナー（県民向けには「時事講演会」で周知）を開催する。

③輸送相談及び苦情処理

一般消費者から電話、メール、相談窓口にて主に引越に関する相談へ対応する。また、標準引越運送約款や消費者保護関連法令（消費者契約法、特定商取引法）等に関する啓発活動を推進する。

(6) 広報対策事業

① 広報誌及びインターネットによる情報提供

広報誌の作製、配布、インターネットを活用した当協会ホームページや会員ネットワークシステムによる情報を会員及び一般向けへ発信し、積極的な情報提供を行う。

② 新聞を通じたPR

トラック輸送産業の果たす重要な役割及び業界の現状と課題について、鹿児島県民や荷主の理解と関心を深めるため、新聞やホームページ等を通じてPR活動を展開する。

③ 人材確保につながる広報事業等

若年、女性ドライバー等の確保、定着、育成を目的とした人材確保につながる広報事業として、セミナーやホームページに求人情報の発信を行う。

④ 「夢のあるトラック」絵画コンクール

将来の鹿児島県を担う子供たちに貨物自動車運送事業の重要性を理解してもらうことを目的とした「夢のあるトラック」絵画コンクールを実施する。

⑤ 「トラックの日」イベント

鹿児島県または全国においてトラック運送業界が果たす経済的・社会的役割や取り組みについて全国的に10月9日を「トラックの日」と定め、トラック輸送の重要性の理解を鹿児島県民に周知することを目的とした「トラックの日」イベントを開催する。

また、小学生を対象としてトラック運送事業を紹介するイベントに参加する。

(7) 緊急輸送対策事業

① 家畜伝染病対策

鹿児島県内において口蹄疫や鳥インフルエンザの家畜伝染病等が発生、又は発生するおそれがある場合において、鹿児島県が実施する緊急防疫業務に係る資材の輸送業務に関して、鹿児島県からの要請により定めた「防疫資材の緊急輸送に関する協定書」に基づき、緊急輸送の協力体制の拡充を図る。

② 総合防災訓練等参加

災害時における緊急輸送に適確、迅速に対応するため、鹿児島県との「緊急・救援物資等輸送に関する協定書（平成14年4月1日）」等に基づき「鹿児島県総合防災訓練」、「桜島総合防災訓練」及び「原子力防災訓練」に参加する。

また、「災害発生時の大容量泡放射システムの緊急輸送に関する協定書」に基づき、喜入基地の輸送訓練に参加するとともに、輸送体制の整備確立を図る。

(8) 経営・近代化促進事業

①青年及び女性経営者等研修

次代を担う事業後継者、青年経営者、女性経営者を育成するため、研修の充実を図り実施するとともに、輸送サービスの改善、鹿児島県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図り、運送業界の地位向上に寄与する。

②幹部・管理者研修

会員企業の管理者の資質向上を目的とした「幹部・管理者研修」を開催し、人材育成を実施することで、輸送サービスの改善、鹿児島県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

③中小企業大学校受講促進助成

会員事業者の経営者、管理者の経営基盤の向上を図る中小企業大学校の経営戦略に関する講座の受講を促し、(公社)全日本トラック協会と協調して管理者の教育研修を支援、助成することで資質向上が図られ、貨物自動車運送事業者の経営基盤が強化されることで、輸送サービスの改善、鹿児島県民生活への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

④物流効率化に関する調査研究

中継輸送、新幹線物流に関する調査研究で得た情報を基に、具現化のための意見交換会等を行う。

⑤物流出前講座

鹿児島県内の小学生、高校生を対象に、物流の重要性を認識してもらうための物流出前講座を実施する。

⑥Net-KTA 会員ネットワークシステムの運営

会員事業者へ情報発信を行う Net-KTA 会員ネットワークの利用促進を図る。

⑦自家用燃料供給施設整備支援助成

燃料高騰に対応するため、会員事業者が設置する自家用燃料供給施設設置に対し、整備支援として助成事業を実施する。

⑧近代化基金融資利子補給事業及び信用保証料助成

会員事業者の物流施設の整備や近代化・合理化に資する設備並びに輸送力の増強等を促進するため、近代化基金融資及び利子補給事業を実施する。

また、事業者の経営の安定化のための信用保証協会の保証制度の保証料の一部助成を実施する。

⑨近代化基金造成事業

近代化基金造成事業を実施する。

(9) 負担金事業

- ①運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第3000号）第8号に該当する事業で、（公社）全日本トラック協会へ出捐を行う。

II 新しい時代の輸送効率化に資するための施策の推進

(1) 軽油価格変動対策

①燃料サーチャージの導入

燃料サーチャージガイドラインを周知し、導入を促進する。

②軽油価格の監視

軽油価格の動向を調査し、価格監視の徹底強化について要望する。

③省エネルギー対策

各種省エネルギー対策を積極的に推進する。

(2) 税制・金融対策

①自動車関係諸税の簡素化及び軽減

自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて要望する。

②旧暫定税率の相当分の廃止又は軽減

一般財源化により、当分の間税率（旧暫定税率）と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられていることから、全ト協と連携を図り、旧暫定税率の相当分の廃止又は軽減に向けて要望する。

(3) 総合物流対策

①荷主との連携による生産性向上に向けた取り組み

荷主とトラック運送事業者との連携による生産性向上に向けた取り組みを実施する。

②高速道路等のインフラ整備及び営業車の通行料金の引下げ

高速道路等インフラ整備の促進並びに高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の恒久化と割引制度の充実を要望する。

③主要道路の早期完成及び指宿スカイラインの通行料金の引下げ

「東西・南北道路」の早期完成と「指宿スカイライン山田IC～鹿児島IC間の通行料金営業車特別割引制度」の実現に向けて要望する。

④適正運賃・料金の收受

新標準貨物自動車運送約款で明確化された運賃と附帯作業等の料金について、適正な收受が図られるよう荷主に対して更なる周知を行う。

⑤基本契約の締結及び書面化

国の書面化推進ガイドライン策定及び省令施行を踏まえ、トラック運送事業者及び荷主に対して、基本契約の締結や書面化の必要性について周知及び浸透を図る。

Ⅲ 研修施設の賃貸事業及び記録簿の販売（収益事業）

（１）研修施設及び機器の賃貸

当協会研修施設及びプロジェクターほか機器を会員事業者、鹿児島運輸支局ほか関係行政機関、関係団体に限り当協会の未使用時において、申込みがあった場合、貸与する。

また、当協会所有の施設の賃貸を行う。

（２）物品販売

法令で義務付けられている運転日報・点呼記録簿を販売する。

Ⅳ 福利厚生事業及び表彰事業等（その他事業）

（１）福利厚生事業

トラック輸送産業全体の事故防止対策として会員事業者のドライバーを含めた従業員に対し福利厚生（スポーツ大会）事業を実施することで、心身ともにリフレッシュを図り、労災事故の防止、健康増進、消費者・荷主への安定したサービスの維持、向上、事故防止を図る。

（２）表彰事業

貨物自動車運送事業における安全対策を講じ事故防止対策に努め社会的地位の向上に貢献した個人及び当協会会員事業者に対し、更に意識の高揚を高め、鹿児島県民の利益の増進に寄与することを目的とし、表彰事業を実施する。

Ⅴ 管理部門

（１）管理部門

①事業体制の強化

ア. 未加入業者の加入促進に努める。

イ. 公益法人としての県ト協の組織の在り方について検討する。

②庶務関係事項

予定する会議、定時社員総会（６月）、理事会（通常５月、８月、１１月、３月の４回、臨時理事会２回程度）、正副会長会議（５月、８月、１１月、３月の４回、必要により随時）、各委員会（２回から４回、必要により随時）とする。